

[Vol.103] 地域の未来を担う子供を育てる
ボランティアを募集しています！

市は、市内の24校で、子どもたちの学校生活を地域のボランティアがサポートする事業を行っています。「子どもたちの役に立ちたい」という思いを持つ人なら誰でも参加できます。あなたの力で地域の子どもたちと一緒に育みませんか。

■活動内容

▶授業の補助(裁縫、調理実習、習字など) ▶校外活動の見守り(まち探検、自転車教室など) ▶読み聞かせ ▶校内の装飾 ▶登下校の見守り ―― など
※学校によって内容は異なります



活動の様子は市ホームページでも紹介しています

■事業を実施している学校(太字は本母校)

水沢中、水沢小、佐倉河小、東水沢中、常盤小、羽田

小、水沢南中、水沢南小、真城小、姉体小、黒石小、江刺第一中、岩谷堂小、江刺愛宕小、田原小、大田代小、稲瀬小、前沢小、前沢中、胆沢中、胆沢第一小、南都田小、若柳小、胆沢愛宕小

■活動の流れ

本部校のコーディネーターが各学校と連絡・調整を行い、活動がある都度、郵送やメールなどでボランティアへ活動日を連絡します。活動できる日、活動したい内容の時に参加することができます。

■申し込み方法

電話、または申込書(市ホームページに掲載)をメールで提出

■申し込み・問い合わせ先

生涯学習スポーツ課生涯学習係(江刺総合支所・☎34-2497、✉ shousupo@city.oshu.iwate.jp)



申込書はこちらから

KID'S アルバム

～子育て支援センターの活動を紹介します～



大型紙芝居に大喜び

♣毎週☎は「にこにこ広場」を開設しています。4月18日は開講式が行われ、みんなで自己紹介をした後、大型紙芝居を楽しみました。



目が釘付けです

前沢子育て支援センター(☎56-4515)

♣当センターは平日の午前9時半から正午までと午後1時半から4時まで開放しています。



楽しいおもちゃがいっぱい！



←子育てに関する情報はこちらから
★おうしゅう子育てガイド…
子育てに役立つ情報を掲載しています

広告

もっと安心 ずっとおうしゅう

～みんなの輪で支える在宅医療と介護～



第14回 住宅改修で過ごしやすい住環境を / 本庁長寿社会課介護給付係(☎34-2197)

自宅の段差に困っている、手すりがあればいいのに…そんな悩みがあるときは、介護保険を利用して住宅の改修をすることができます。介護を必要とする人が、住み慣れた自宅で自立した日常生活を送れるだけでなく、介護者の負担も軽減します。着工前に市との協議が必要ですので、まずは介護支援専門員(ケアマネジャー)にご相談ください。

■介護保険の対象となる改修 ①手すりの取り付け ②段差の解消 ③すべりの防止や円滑な移動のための床または通路面の材料の変更 ④扉の取り換え ⑤便器の取り換え ⑥その他①～⑤に付帯する工事 ※屋外(門口～玄関など)の改修も可 ※対象となる改修費の上限は20万円

■負担額 利用者の負担割合(1～3割)に応じて決まります。いったん全額を施工業者に支払った後、市へ申請すると改修費用の7～9割が給付されます。

このほか、「高齢者及び障がい者にやさしい住まいづくり推進事業費補助金」があります(対象となる改修費の上限は80万円)。介護保険の要介護・要支援の認定を受けた人に加え、身体障がい者手帳1級～3級を持っている人も対象です(3級の場合は下肢・体幹機能障がいの人)。所得制限などの条件がありますので、担当のケアマネジャーへ相談してください。

前回お知らせした福祉用具と住宅改修を組み合わせ、住環境を整え、快適な生活を送りましょう。

■問い合わせ＝本庁地域包括ケア推進室(☎34-2906)、高齢者に関する相談＝市地域包括支援センター(☎34-2199)

はい、こちら

総合相談室
(☎34-2915)

消費生活相談		前沢総合支所 市民福祉グループ 毎週☎	10:00～15:00
本庁総合相談室	9:00～17:00	胆沢総合支所 市民生活グループ 毎週☎	※前日までに要予約
江刺総合支所 市民生活グループ	9:00～15:45	衣川総合支所 市民福祉グループ 毎週☎	



Q. 「電話料金が安くなる」という電話が毎日のかかってきます。そのたびに断っていたのですが、あまりにも熱心に勧めるので「とりあえず資料を送ってみて」と言ったところ、契約書が届きました。どうしたらよいでしょうか。

A. 昨年の広報おうしゅう8月号でも光回線の契約トラブルについてお知らせしましたが、まだまだ相談が寄せられています。今回の相談では、検討資料としてパンフレットを請求しただけなのに、契約書面が送られてきました。このように、契約した認識がなくても契約になって

いることがあります。書面の内容を確認し、契約した覚えがなければ事業者申し出て下さい。その他にも▷料金が安くなると言われ契約したら、オプション契約がついていて高額になった▷スマホの説明を聞きに行っただけなのに、光回線の転用手続きが行われていた――などの事例があります。契約をしても、契約書面が届いた日から8日以内に契約解除を行う内容の書面を出すことで、中途解約の違約金を負担することなく契約解除ができます。ただし一部、支払わなければならない料金もあります。契約解除の手続きなど、わからない場合はご相談ください。



広告